

— 目次 —

- 平成30年11月の税務
- 大きく変わる今年の年末調整

いつもお世話になっております。

秋も一段と深まり、日だまりの恋しい季節となりました。
皆様お変わりなくお過ごしですか。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

平成30年11月の税務

11/12

- 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11/15

- 所得税の予定納税額の減額申請

11/30

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
 - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
 - 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
 - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
 - 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 個人事業税の納付(第2期分)

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

大きく変わる今年の年末調整

◆平成 30 年分の所得税から控除が変わる

平成 29 年度の税制改正において、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年分の所得税から適用されることになりました。これに伴い、給与所得者の扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書の記載事項等の見直しが行われていますので、今年の年末調整事務は注意が必要です。

◆変更点 1 配偶者控除の見直し

従来は所得者本人の所得金額に制限はなく、控除対象配偶者がいる場合は誰でも 38 万円(老人控除対象配偶者の場合 48 万円)の控除が受けられました。しかし、改正後は、所得者本人の収入に応じて控除額が逡減する仕組みが加わり、本人給与収入が 1,120 万円(合計所得金額 900 万円)を超えた場合の控除額は次のようになります。

(1)給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下(所得金額 900 万円超 950 万円以下)の控除額 26 万円
(32 万円)

(2)給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下(所得金額 950 万円超 1,000 万円以下)の控除額 13 万円
(16 万円)

(3)給与収入 1,220 万円超(所得金額 1,000 万円超)の控除額 0 円
※ 〈 〉 内は老人控除対象配偶者の控除額

◆変更点 2 配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の所得金額が給与収入 150 万円以下(合計所得金額 85 万円以下)の場合、配偶者控除と同額の控除が受けられるよう見直されました。また、適用範囲が拡大し、配偶者の合計所得金額が改正前の「38 万円超 76 万円未満」から「38 万円超 123 万円以下(給与収入 103 万円超 201 万円以下)」となりました。一方、配偶者控除と同様に、所得者本人の合計所得金額に応じて控除額が逡減する仕組みが加わっています。

◆留意すべき事項

改正後の配偶者特別控除は適用区分が細分化され、複雑化しています。所得者本人と配偶者の所得金額を正確に把握しないと控除額の計算が行えませんので、配偶者特別控除申告書の記載に当たっては十分な確認が必要でしょう。また、配偶者特別控除を受けられる配偶者の所得金額要件が拡大しましたが、社会保険の被扶養者要件は変更されていませんので、被扶養者となるためには所得調整が必要です。

◆◆さいごに◆◆

やる気があり向上心が高いのか、口先だけの人なのか。割と簡単にわかりますよ、と先日 TV で某大手企業の役員の方が話していました。どこを見るかというと「機会を逃さずに生きているかどうか」だそう。「一定のモチベーションがあれば、自分を高める機会をみすみす逃すはずはない」とも。例えば その会社では社内で行われている自由参加の研修やトレーニング等があり、一定期間の出欠を見ればモチベーションの本当がよくわかるとのこと。

機会取得と本物の向上心。自分に置き換え 色々見つめ直すきっかけにしたいと思いました。